

令和元年度

第1回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和2年4月6日（月） 午後1時30分～

場 所 庄原市ふれあいセンター

議案1号 会長専決処分（職員の異動）について

議案2号 農地法第3条の規定による許可について

議案3号 農用地利用集積計画（5月1日公告）の決定について

議案4号 農地法第5条の規定による許可について

議案5号 非農地証明申請について

議案6号 農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の
一部改正について

議案7 庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることについて

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	原田 淳司	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石田 豊年	○	
(西城出張所)				主 任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭	○		(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治	○		出張所長	日野原 祥二	○	
主 事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時28分)

事務局長：ただ今より、令和2年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。本日は、2番入田委員から欠席の申し出がなされております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。12番竹森委員、13番明賀委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議 長：それでは、議案第1号「会長専決事項、職員の異動について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局長(本庁)：(本所、出張所職員異動について読み上げて説明)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

議案 1 号 「会長専決事項、職員の異動について」報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定しました。

議 長：それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。受付番号 79 から 83 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

16 番高坂委員 受付番号 79 の譲受人の状況について、規模の割に、農業機械の保有が少ないようだが大丈夫か。

事務局 近くの大型農家に必要時に作業委託されます。

議 長：そのほかありませんか。

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 79 から 83 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決します。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 79 から 83 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画（5 月 1 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 3 月期の申出分については、別紙「令和 2 年 5 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。なお、4 番原田委員については議事参与の制限を受けますのでいったん退席をお願いいたします。

それでは「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号58について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号58

位置等：説明資料の3ページと4ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：太陽光発電計画の認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：都市計画区域の用途指定区域

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議長：ないようですので採決にはいります。
受付番号58について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。受付番号61から65について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号62については、現地確認の結果、庄原市本町東谷2497番、2498番、2503番、2505番1について「農地でない旨の証明ができない」ことを提案説明

受付番号61

位置等：説明資料の3ページと5ページに記載
潰廃事由：20年以上前から耕作しておらず土地の一部は隣接する畑の進入路となっている。
現地確認：現地は、笹、茅の根が張り農地として復旧するのは困難で非農地と確認

受付番号62

位置等：説明資料の3ページと6,7ページに記載 写真資料の14ページから17ページに掲載
潰廃事由：鳥獣被害と共に秋も大湿田状態で、農作業機材も入れず耕作を放棄したため原野化した。
現地確認：現地確認の結果〇〇番の畑については、17ページの写真のとおり杉、雑木が繁茂し、山林となっており復旧することは困難なため非農地と判断しました。

〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番については、14ページから16ページの現況写真のとおり荒廃しておりますが、圃場整備がなされた1区画、水張り面積でも10アール以上の圃場であり、北側の耕作されている農地と集団性があること。この農地の非農地証明を認めれば、連鎖していくことが考えられること。申請地に挟まれた田で、水稻の耕作が行われていること。用水が十分でない状態があるということではありましたが、当該申請地や周辺の農地も含め、おおむね1ヘクタールの一団の農地が遊休化しており、農地中間管理機構へ相談すれば、担い手への集積に結び付く可能性があること。により、今回は、農地性があるため証明できないこととする。現地確認委員等の意見となっております。

現地確認後に、申請者の方へ電話にて「中間管理事業などによる担い手へのマッチングの可能性があ

る旨」をお伝えしようとしたのですが、うまく伝わつとらず、証明ができないことには納得されていない模様であり、また、事務局としても「本当に活用できるのか」機構への確認が取れていない状況です。

5 ページに示しているのは、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番については証明できない旨を伝える場合の回答案です。

委員会でのご審議の程、よろしくお願いいたします。

受付番号 63

位置等：説明資料の 8 ページと 9 ページに記載

潰廃事由：イノシシの獣害や水不足のため平成 10 年頃に耕作をやめ原野化した。

現地確認：現地は、雑草、雑木が繁茂する原野となっており農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 64

議案の訂正があります。現況地目について、宅地から雑種地に訂正をお願いいたします。

位置等：説明資料の 10 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：平成 9 年頃道路拡張に伴う残地として残った土地を進入路として使用してしました。

現地確認：現地は、進入路として利用されており農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 65

位置等：説明資料の 12 ページと 13 ページに記載

潰廃事由：昭和終わりの頃から耕作をやめ原野化している。

現地確認：現地は、原野化しており農地としての復元も困難で非農地と確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 2 点お願いします。1 点は様式について、議案集の 5 ページに証明できない旨の回答文（案）がついているが、非農地証明は、法律に基づかないサービス行為である。この案文の様式は、県等の示す統一様式ですか。もう 1 点は意見ですが、遊休農地に対する活用に向けて中間管理事業制度などの内容説明も行ったほうが良いのではないかと。これは意見です

事務局員 様式は、近隣の市町に問い合わせ、実例があったものを参考にしている。県下統一の様式ではないと思います。

事務局長 このような回答文で、これまで回答したことがないので、近隣市へ聞いてそれを参考にしている。先程の委員が言われたような内容について文章の中でいろいろ書きすぎてもご理解が得にくいと考え、その点については直接、お話をしていくことを前提に文章としては簡潔な（案）となっています。文案については、再度、どのようなことがより最善かを検討していきたいと思うがいかがでしょうか。

7 番三吉委員 5 ページの回答（案）を取り下げるとのことか。

事務局長 返答は何らかの形でしないといけない。一部は非農地を認める地番があり、一部には証明できないものがある。現在のガイドラインで示されている様式では、申請内容をすべて証明する様式となっているので、回答様式を次回農業委員会へご報告ということでいかがでしょうか。

7 番三吉委員 現在の文案では、現地担当委員の判断で決定し、それを会長が承認して通知がされる内容となっている。総会での議決ということがない。3 条、4 条、5 条は、法律があるのでよいが、非農地証明はないのでこれでよいのか心配している。変わったことをするときは、もう少し事務局でたいて、または、役員会で話し合っ総会へ出してほしい。ただ、行政的に、一部を認めて、一部を認めない様式はあるはず、事務局はもう少し勉強して総会に出してほしい。

5 番堀江委員 「圃場整備した農地は、非農地できません。頑張って作ってください。」と地域の方々にも常日頃言っている。作りにくく心情的にはわかるが、この申請については非農地証明できないと思う。

14 番藤原委員 この申請の受付日はいつですか。

事務局員 令和2年3月13日付けで申請を受けています。

14 番藤原委員 事務の標準処理期間があると思う。事務局は、きちっとした審査をして受け付けないといけないと思う。会長からも事務局にその辺は厳しく言ってほしい。

6 番木村委員 基盤整備の農地を非農地証明するのは、「あいならん」という考え方が一般的なのに事務局が受け付けることがいったいどうゆうことなのかははっきりしてもらわないと、今まだみんなで意思統一してきたのはなんだったのかということになる。事務局は受け付けること自体がおかしい。受け付けなければよかったのに。

事務局員 申請書類は、既定の様式に登記簿謄本、位置図、地積図と、申請の必要書類が整ってありましたので、行政手続法にもとづく手続きとしては、以前法制担当に別件で聞いたところによると、「申請体裁が整っていれば、一方的な却下はできない。受け付けて、可否を判断する。」こととなると聞いていましたので受け取らざるをえないと考えました。

標準処理期間については、行政処分である3条4条5条等は、40日程度であり、非農地申請の処理期間も40日程度で一定の返答をしていかないといけないのではと考えています。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので採決に移ります。まず、受付番号61、63、64、65について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決します。

「非農地証明申請について」受付番号61、63、64、65について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづいて、62番ですが、各委員からご指摘のとおり、また、事務局の説明したとおりです。これからこのような議案は、増えるかもしれませんが、受付の段階で、指導等をもっとしてほしかったと思います。いわゆる門前払いで受け取らないことにはならないとの事務局の説明であります。私も、受け付けた後に現地へ赴き、みてびっくりしました。

話はかわりますが、以前役員会へ、事務局から1種農地を非農地判断する標準的な規定を作成したいとの提案がありました。そこでは、私は、原則1種農地は、非農地にできないのでマニュアル化できない。という話をしました。県内に調査をして調べましたが、どこもそのような規定はありませんでした。

今回、受付番号62については、どのような状況であれ受付をして議案として提出されております。

この場で各委員にご判断いただきたいと思います。

9 番三吉委員 今会長から1種農地について非農地への手順はないといわれたが、法的にはないかもしれないが、特に旧庄原の農地の状況については、ほ場整備率が非常に高く、将来耕作が難しくなるよう

なところまで整備している状況がある。農地パトロールにおいて、遊休化するおそれがあるところを把握して、所有者等の意向を確認して中間管理機構などと協議し、そのような取り組みの経過を通じて、「だれも作る人がいません。それではさーどうしましょうか。」となり、その後も耕作放棄が続き、荒廃が進み山林化した場合は非農地判断をすることとなることは、私はありえるのではないかと思います。

議 長 わたしは、特に一種農地については、所有者の意向を踏まえて、農地中間管理機構など関係組織や、地域の方々と共に農地として守っていくことが基本であると考えています。

7 番三吉委員 私も特に農地中間管理機構の意見を聞いていくことは大事だと思います。

9 番森兼委員 今回、総会でこの農地の非農地証明を受けていくと隣接した農地があります。会長は事務局が受け付けたことをしょうがないといっているが、こんどは隣接地の次の方が容易に申請を出されると思うのでそこらもよく考えないと事務局に対する注意など防止策がまったく感じられない。また、この農地の利活用について地域に、問いかけていけばよいが、そのようなこともしていない。地域の方が守っていくのか、それとも守りにくい土地なのか、そういうことの判断もして経過を重ねたうえで結果を出していかないと、今回、中途半端な状態での決定をすると、同じような状況のところからいろいろ意見が出るようなこととなると思う。三吉さんが言われるように、その辺をしっかりと取り組んでいくことはもちろんだが、今回の申請者へしっかり「圃場整備は非農地証明できないので活用してください。」「活用の方法はこのような方法がある。」というようなしっかりした回答をしていかないと高齢化などで、このような農地が増加する傾向にある状況のなかで農業委員会は何をしているのかということになると思う。

議 長：ほかにはございませんか。

議 長：ないようですので採決にはいります。それでは受付番号 62 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手をお願いします。

議 長：挙手ゼロ人否決されました。
このことは総会の後である役員会でもはなしをしたいと思います。

議 長：続きまして、議案第 6 号「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部改正について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 以下 概略）

議案集で 7 ページ、説明資料 2－1 新旧対照表、説明資料 2－2 改正後全文、説明資料 2－3 「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正について（令和 2 年 3 月 26 日付け通知）により、改正内容を説明

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部改正について」について提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 7 号「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることについて」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)
議案集 7 ページで説明を行う。

議 長 : 以上で説明が終わりました。

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることについて」について、同意する委員の挙手を求めます。

議 長 : 挙手全員同意されました。

議 長 : 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 : つづいて会長報告を行います。
すべての会議が中止され、書面決議にて処理されております。
3 月 10 日に、新たな農地利用最適化推進委員さんへ辞令を交付しております

議 長 : 引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。
(農地係長が、その他事項について資料にて説明)

議 長 : ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後 3 時 21 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 6 日

議 長
(道下和子) _____

12 番委員
(竹森 達) _____

13 番委員
(明賀 美伸) _____